

日本農林規格の改正について

「地鶏肉」

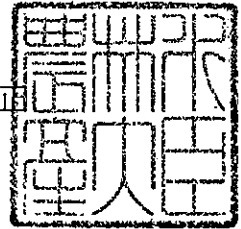


27消安第1034号
平成27年5月13日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 林 芳正



日本農林規格の改正について（諮問）

下記1及び2に掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015号）
- ② 地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成27年6月9日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第1項の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成24年2月24日農林物資規格調査会決定）に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

地鶏肉の生産実態、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行等を踏まえ、

（1）飼育期間を「80日間以上」から「75日間以上」に短縮する

（2）表示事項・表示方法等について、食品表示基準との重複事項を削除し、用語を統一する

等の改正を行う。

地鶏肉の日本農林規格に係る規格調査結果

1 品質の現況

(1) 製品の概要

現在、国産肉用鶏の生産は、肉用若鶏（ブロイラー）が大部分を占めているが、近年では、地域の特徴を活かしつつ、ブロイラーよりも付加価値の高い肉質等を重視して改良した「地鶏」が生産（国産肉用鶏の1%程度）されるようになってきている。

農林水産省「食鳥流通統計調査」では、食鶏を①肉用若鶏（ふ化後3か月齢未満：通常、ブロイラーはこれに該当）、②産鶏（採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏）、③その他肉用鶏（ふ化後3か月齢以上）に区分しているが、地鶏は「その他肉用鶏」に区分されることが一般的である。

一方、銘柄鶏は、一般的にブロイラーとは異なる飼育方法で生産されるが、明確な定義はなく、食鳥流通統計調査では、「肉用若鶏」に区分されるものと「その他肉用鶏」に区分されるものとが混在しているものと考えられる。

表1 地鶏、銘柄鶏、ブロイラーの区分（概要）

	一般的な特徴
地鶏 (JAS規格で地鶏肉を規定)	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明ができるものを素びなとする。
銘柄鶏 (一般社団法人日本食鳥協会が銘柄鶏のガイドラインを設定)	地鶏に比べ増体に優れた肉用種 通常の飼育方法と異なり、飼料内容等に工夫を加えたもの。
ブロイラー	短期間で成鶏に達するように育種改良された肉用鶏

(2) JAS規格の基準

地鶏肉のJAS規格では、特色のある生産方法の基準として、「素びな」、「飼育期間」、「飼育方法」及び「飼育密度」が規定されている。

表2 地鶏肉の生産方法の基準

規格名	素びな	飼育期間	飼育方法	飼育密度
地鶏肉	在来種※由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明ができるものを使用していること。	ふ化日から80日間以上	平飼い（28日齢以降）	10羽/m ² 以下 (28日齢以降)

※【在来種】（地鶏肉のJAS規格別表）

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶉矮鶏、ウタイチェーン、エーコク、横班プリマスロック、沖縄髯地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、熊本種、久連子鶏、黒柏鶏、コーチン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡髯地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、養曳矮鶏、養曳鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

(3) 品質（生産の方法）の実態

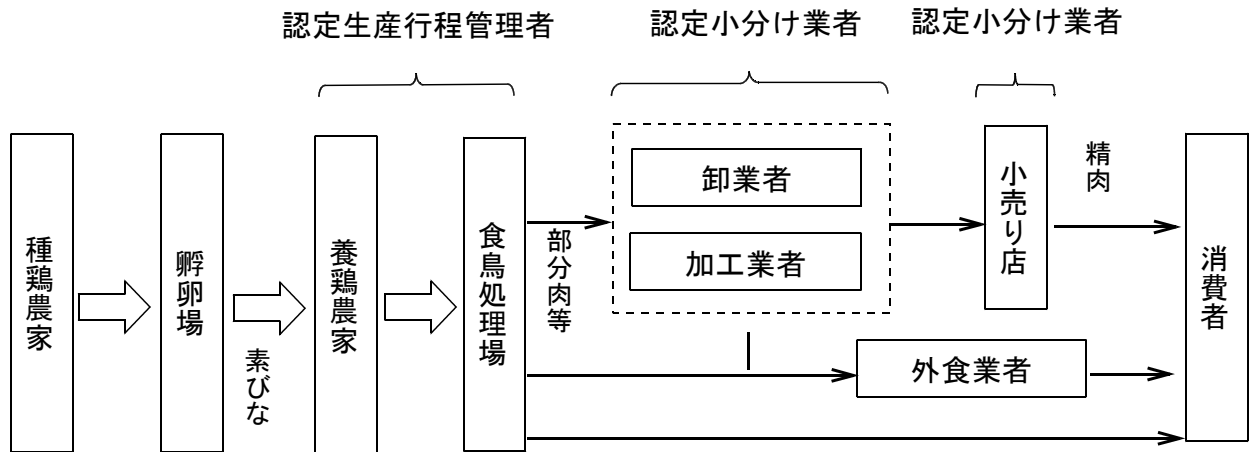
認定生産行程管理者及び認定を取得していない地鶏肉生産者（以下「一般生産者」

という。) に対してアンケート調査を行った。その結果、回答があった全ての事業者が、飼育期間80日以上、28日齢以降の飼育密度が1 m²あたりの10羽以下であるなど、J A S規格の生産の基準を満たしていた。

2 生産の現況

(1) 生産及び流通の実態

地鶏肉の生産及び流通については、次のとおり。



(2) 出荷量等

平成25年の食鶏の国内出荷量は2,078,646トンで、ブロイラーを主体とする「肉用若鶏」が約90%を占めており、地鶏が含まれる「その他の肉用鶏」は1%程度となっている(表3)。

表3 食鶏の出荷数量の推移(平成21年度～平成25年度)

(単位：トン)

数量/年	H21年 (A)	H22年	H23年	H24年	H25年 (B)	増減 (B) - (A)
国内出荷量 (①～③)	2,020,243	2,018,338	1,962,298	2,074,870	2,078,646	58,403
肉用若鶏(①)	1,826,543	1,835,091	1,783,393	1,889,158	1,905,255	78,712
廃鶏(②)	165,232	158,665	154,004	159,691	147,056	-18,176
その他の肉用鶏 (③)	28,468	24,582	24,901	26,021	26,335	-2,133

※国内出荷量(都道府県の飼養者が食鳥処理場に出荷した重量)：農林水産省「食鳥流通統計調査」

(3) 格付の状況

ア 認定生産行程管理者による格付

平成25年度の格付数量は7,392トンであり、平成21年度と比べると1,212トン減少している。(表4)。

平成26年3月現在の認定生産行程管理者数は14者であり、平成21年度と比べると、5者減少している。また、認定生産行程管理者のうち、7者がJ A S格付を実

施しており、格付数量が多い上位2者で全格付数量の94%を占めている（表5）。

格付された地鶏肉は、「阿波尾鶏」、「奥美濃古地鶏」、「おおいた冠地どり」、「つくばしゃも」、「飛騨地鶏」の5種類であった。

表4 格付数量及び認定生産行程管理者数の推移（平成21年度～平成25年度）

（単位：トン）

	H21年度 (A)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 (B)	増減 (B) - (A)
格付数量	8,604	7,525	8,055	7,617	7,392	-1,212
(参考) その他の肉用鶏	28,468	24,582	24,901	26,021	26,335	
認定生産行程管理者数 (者)	19	14	15	14	14	-5

※ 認定生産行程管理者数、格付数量：農林水産省消費・安全局調べ

表5 認定生産行程管理者別格付状況（平成25年度）

（格付数量の単位：トン）

認定生産行程管理者 (上位2者)	当該生産行程管理者の格付数量	全格付数量に対する割合 (%)
A者	4,489	61
B者	2,448	33
合計	6,937	94

※ 農林水産省消費・安全局調べ

イ 認定小分け業者による格付の表示

平成21年度までは認定小分け業者による格付の表示としてJASマークの貼付が行われていたが、平成23～25年度においては認定小分け業者は存在していない。

表6 格付の表示数量および認定小分け業者数の推移（平成21年度～平成25年度）

（単位：トン）

	H21年度 (A)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 (B)	増減 (B) - (A)
格付の表示数量	2	0	0	0	0	-2
認定小分け業者数(者)	1	1	0	0	0	-1

※ 農林水産省消費・安全局調べ

(3) 規格の利用状況

認定生産行程管理者が認定を取得した主な理由は、品質の差別化や顧客等への訴求効果等である。また、JAS格付品以外についても、一般生産者を含めて、自社の生産方法の管理にJAS規格を引用するなど、JAS規格は利用されている。

3 取引の現況

格付された地鶏肉は、生産行程管理者から、外食店、卸売業者、小売店等の実需者に販売される他に、ネット通販等により消費者に直接販売されるものもある。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

平成25年度の格付数量は、7,392トンであるが、認定小分け業者が不在であることから、JASマークの付された製品が店頭に陳列される数量は少ない状況にある。

(2) 規格の利用状況

消費者が地鶏肉のJASマークを商品選択の目安にできる機会は少ないと考えられる。しかし、消費者団体へのアンケート調査の結果では、「商品選択の目安となる」、「全国統一された公的な地鶏肉の定義は必要」等の理由から、JAS規格は必要であるとの回答が大勢を占めていた。

5 将来の見通し

地鶏肉の格付数量の大部分を占めている認定生産行程管理者は、今後も格付数量を維持又は増加させる意向であり、当面は一定量の格付が維持されると見込まれる。

6 国際的な規格の動向

平成26年3月現在、地鶏肉に関するCODEX規格等国际的な規格は制定されていない。

7 その他

食鳥産業の団体として、一般社団法人日本食鳥協会（会員173名、賛助会員25名）がある。会員は、食鳥肉専門小売り店、大消費地の食鳥の集荷及び卸売会社、食鳥工場、食鳥素びなふ卵場等の事業者が加盟している。

地鶏肉の日本農林規格の改正案の概要

1 規格の位置付け

地鶏肉の日本農林規格は、素びなの品種、飼育期間、飼育方法、飼育密度等を規定しており、一般的な鶏肉との間で明確な品質（生産の方法）の差別化が図られていることから、「特色規格」と位置付けられる。

2 改正案の概要

(1) 「飼育期間」の短縮（第3条）

地鶏の増体性の向上など、地鶏肉の生産実態を踏まえ、飼育期間の基準を「80日間以上」から「75日間以上」に短縮する。

(2) 食品表示基準の制定に伴う改正（第4条）

表示事項、表示の方法等について、食品表示基準の規定に上乗せする内容のみを記載し、重複する内容は削除する。

改 正 案	現 行																																						
<p>（適用の範囲） 第1条 （略）</p> <p>（定義） 第2条 （略）</p> <p>（地鶏肉の規格） 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 項</th> <th style="width:60%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素 び な</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼 育 期 間</td> <td>ふ化日から<u>75日間</u>以上飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 方 法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飼 育 密 度</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 項</th> <th style="width:80%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 示 事 項</td> <td>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。 [削る。]</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	素 び な	(略)	飼 育 期 間	ふ化日から <u>75日間</u> 以上飼育していること。	飼 育 方 法	(略)	飼 育 密 度	(略)	事 項	基 準	表 示 事 項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。 [削る。]	<p>（適用の範囲） 第1条 この規格は、鶏肉等（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなごも（すじなしを含む。）、もつ（きも及びすなごも以外の可食内臓をいう。）及びがら（以下「ささみ等」という。）を含む。）に適用する。</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">用 語</th> <th style="width:80%;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在 来 種</td> <td>明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。</td> </tr> <tr> <td>平 飼 い</td> <td>鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td>放 飼 い</td> <td>平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td>在来種由来血液百分率</td> <td>在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（地鶏肉の規格） 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 項</th> <th style="width:80%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素 び な</td> <td>在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 期 間</td> <td>ふ化日から<u>80日間</u>以上飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 方 法</td> <td>28日齢以降平飼いで飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 密 度</td> <td>28日齢以降 1㎡当たり10羽以下で飼育していること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 項</th> <th style="width:80%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表 示 事 項</td> <td><u>1</u> 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 名称</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。	平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。	放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。	在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。	事 項	基 準	素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。	飼 育 期 間	ふ化日から <u>80日間</u> 以上飼育していること。	飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。	飼 育 密 度	28日齢以降 1㎡当たり10羽以下で飼育していること。	事 項	基 準	表 示 事 項	<u>1</u> 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 名称
事 項	基 準																																						
素 び な	(略)																																						
飼 育 期 間	ふ化日から <u>75日間</u> 以上飼育していること。																																						
飼 育 方 法	(略)																																						
飼 育 密 度	(略)																																						
事 項	基 準																																						
表 示 事 項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。 [削る。]																																						
用 語	定 義																																						
在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。																																						
平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。																																						
放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。																																						
在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。																																						
事 項	基 準																																						
素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。																																						
飼 育 期 間	ふ化日から <u>80日間</u> 以上飼育していること。																																						
飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。																																						
飼 育 密 度	28日齢以降 1㎡当たり10羽以下で飼育していること。																																						
事 項	基 準																																						
表 示 事 項	<u>1</u> 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 名称																																						

	<p>(1) 組合せ (2) 飼育期間 (3) 飼育方法 (4) 内容量 (容器包装に入れたものに限る。) [削る。]</p> <p>[削る。] (5) (略) [削る。]</p>		<p>(2) 組合せ (3) 飼育期間 (4) 飼育方法 (5) 内容量 (6) 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限、それ以外のものにあつては賞味期限 (7) 保存方法 (8) 生産業者 (小分けをしたものにあつては、小分け業者) の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 容器に入れ、又は包装したもの以外のものにあつては、1の(5)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。</p>
表示の方法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>		<p>表示の方法</p> <p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2) 組合せ 「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」、「父〇〇」又は「母〇〇」等と記載すること。なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあつては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。</p> <p>(3) 飼育期間 「飼育期間」の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかにより記載すること。 ア 〇〇日 イ 〇〇日以上 ウ 〇〇日～〇〇日 (上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。)</p> <p>(4) 飼育方法 「飼育方法」の文字を冠して、「平飼」又は「平飼い」と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いたしたものにあつては、「放飼」又は「放飼い」と記載することができる。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては「全期間」等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で「〇週間」等と単位を明記して記載す</p>

	<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>			<p>ること。</p> <p>(5) 内容量 「内容量」又は「正味量」の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外の冷凍保存したものの他のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。 ア 平成22年3月29日 イ 22.3.29 ウ 2010.3.29 エ 10.3.29 オ 220329 カ 100329</p> <p>(7) 保存方法 「保存方法」又は「保存温度」の文字を冠して、「4℃以下で保存すること」、「4℃以下」等と記載すること。</p> <p>(8) 生産業者の氏名又は名称及び住所 「生産業者」又は「生産者」の文字を冠して記載すること。</p> <p>(9) 小分け業者の氏名又は名称及び住所 「小分け業者」、「加工包装業者」、「加工業者」又は「加工者」の文字を冠して記載すること。</p> <p>2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあること。</p> <p>3 容器又は包装に表示する場合には、当該表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格 Z 8305(1962)（以下「JIS Z 8305」という。）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、JIS Z 8305に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>4 この条中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。</p>
表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容		[新設]	[新設]

	器包装に表示する場合においては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) (略) (2) 表示事項の項の(1)から(5)までの規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) (略)

別表（第2条関係）
(略)

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語（ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種（交配様式）、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 (2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

別表（第2条関係）

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶉矮鶏、ウタイチャー、エーコク、横斑プリマスロック、沖縄髯地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、熊本種、久連子鶏、黒柏鶏、コーチン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡髯地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、蓑曳矮鶏、蓑曳鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

パブリックコメント等募集結果

地鶏肉の日本農林規格の一部改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H27.3.18～H27.4.16）

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H27.3.5～H27.5.3）

受付件数 なし